

介護老人保健施設サービス重要事項説明書

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・ 施設名 医療法人徳洲会 介護老人保健施設コスモス
- ・ 開設年月日 平成8年7月1日
- ・ 所在地 〒004-0069 札幌市厚別区厚別町山本1063-28
- ・ 電話番号 011-895-1110
- ・ FAX番号 011-895-1107
- ・ 管理者名 田中 俊誠
- ・ 介護保険指定番号 介護老人保健施設(0150380095号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう短期入所療養介護や通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

(3) 施設の職員体制

職種	介護保険施設サービス		
	基準人員数	実配置人員数	夜間配置人員数
管理者	1	1(兼務)	
医師	1	1	
薬剤師	0.4	0.4	
看護職員	9.8	10以上	1
介護職員	24.3	28以上	5
支援相談員	1	3以上	
理学療法士	1	4以上	
作業療法士			
言語聴覚士			
管理栄養士	1	1以上	
介護支援専門員	1	1以上	
事務職員	適当数	5以上	
合計		53.4以上	6

(4) 従業者の職務内容

- ・ 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- ・ 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- ・ 薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理するほか、利用に対し服薬指導を行う。
- ・ 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の施設サービス計画又は通所リハビリテーション計画に基づく看護を行う。
- ・ 介護職員は、利用者の施設サービス計画又は通所リハビリテーション計画に基づく介護を行う。
- ・ 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
- ・ 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- ・ 管理栄養士及び栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。

- ・ 介護支援専門員は、利用者の施設サービス計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。

(5) 建物構造等

- ・ 敷地面積 8628.62 m²
- ・ 延べ床面積 5366.34 m²
- ・ 構造 鉄筋コンクリート構造 地上3階建
- ・ 利用定員 入所 100名
通所 60名

(6) 主な設備の種類

- ・ 療養室 35室（個室:13室 3人室:1室 4人室:21室）
- ・ 食堂 2室
- ・ 機能訓練室 1室
- ・ デイルーム 2室
- ・ 浴室 2室（一般浴室:1室 特殊浴室:1室）

2. 利用料金

(1) 基本料金

① 施設利用料

介護保険制度では要介護認定による要介護の程度及び居室の療養環境によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分です。

～ 基本型 ～

【多床室】	1割負担	2割負担	3割負担
・ 要介護1	805円	1609円	2413円
・ 要介護2	855円	1710円	2565円
・ 要介護3	921円	1842円	2763円
・ 要介護4	975円	1949円	2924円
・ 要介護5	1027円	2053円	3079円
【従来型個室】	1割負担	2割負担	3割負担
・ 要介護1	727円	1454円	2181円
・ 要介護2	774円	1548円	2321円
・ 要介護3	840円	1679円	2519円
・ 要介護4	896円	1791円	2686円
・ 要介護5	945円	1890円	2835円

～ 在宅強化型 ～

【多床室】	1割負担	2割負担	3割負担
・ 要介護1	884円	1767円	2650円
・ 要介護2	961円	1921円	2881円
・ 要介護3	1029円	2057円	3085円
・ 要介護4	1087円	2174円	3261円
・ 要介護5	1141円	2282円	3423円
【従来型個室】	1割負担	2割負担	3割負担
・ 要介護1	799円	1598円	2397円
・ 要介護2	875円	1750円	2625円
・ 要介護3	941円	1882円	2823円
・ 要介護4	999円	1998円	2997円
・ 要介護5	1055円	2109円	3164円

② 食費と居住費

世帯の収入状況により第1から第4段階に分かれており、各市区町村に申請し、介護保険負担限度額認定証が発行された場合に1日あたりの額は異なり、下記の通りとなります。

- ・ 第1段階 生活保護受給者または老齢福祉年金受給者。
- ・ 第2段階 世帯全員が住民税非課税で本人の年金収入等が80万円以下、かつ、預貯金額が単身の場合は650万円以下、夫婦の場合は1650万円以下の方。
- ・ 第3段階① 世帯全員が住民税非課税で本人の年金収入等が80万円超120万円以下、かつ、預貯金額が単身の場合は550万円以下、夫婦の場合は1550万円以下の方。
- ・ 第3段階② 世帯全員が住民税非課税で本人の年金収入等が120万円超、かつ、預貯金額が単身の場合は500万円以下、夫婦の場合は1500万円以下の方。
- ・ 第4段階 第1から3段階に該当しない方。

	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
食費	300円	390円	650円	1360円	1710円
居住費(多床室)	0円	430円	430円	430円	437円
居住費(従来型個室)	550円	550円	1370円	1370円	1728円

③ 夜勤職員配置加算

入所者20名に夜勤職員1名以上、かつ、入所者41名以上の場合は2名を超え、入所者40名以下の場合は1名を超える夜勤職員を配置している場合に加算されます。

	1割負担	2割負担	3割負担
1日あたり	25円	49円	73円

④ サービス提供体制強化加算 I

介護職員のうち介護福祉士の資格を持った職員が80%以上または勤続10年以上の介護福祉士が35%以上の場合に加算されます。

	1割負担	2割負担	3割負担
1日あたり	23円	45円	67円

⑤ 初期加算

・ 初期加算 I

次に掲げる基準のいずれかに適合する老健において、急性期医療を担う医療機関の一般病棟への入院後30日以内に退院し入所した場合に加算されます。

- ・ 空床情報について、地域情報連携ネットワーク等を通じ、地域の医療機関に定期的に情報を共有していること
- ・ 空床状況についてウェブサイト定期的に公表しているとともに急性期医療を担う病院と定期的に情報共有を行っていること

	1割負担	2割負担	3割負担
1日あたり	61円	122円	183円

・ 初期加算 II

入所の日から30日にわたり加算されます。

	1割負担	2割負担	3割負担
1日あたり	31円	61円	92円

⑥ 短期集中リハビリテーション加算

・ 短期集中リハビリテーション実施加算 I

入所日から起算して3月以内の期間に集中的にリハビリを行い、かつ原則として入所時及び1月に1回以上ADL等の評価を行うとともにその結果を厚労省に提出し、必要に応じて計画を見直している場合に加算されます。

	1割負担	2割負担	3割負担
1日あたり	262円	524円	785円

・ 短期集中リハビリテーション実施加算Ⅱ

入所の日から起算して3月以内の期間に集中的にリハビリテーションを行った場合は実施日に加算されます。

	1割負担	2割負担	3割負担
1日あたり	203円	406円	609円

⑦ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算

・ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅰ

認知症と医師が判断し、リハビリによって生活機能の改善が見込まれると判断された者に対し、入所日から起算し3ヶ月以内の期間で集中的にリハビリを行い、入所者が退所後生活する居宅や社福施設等を訪問し、当該訪問により把握した生活環境を踏まえたリハビリテーション計画書を作成している場合、1週間3回を限度として算定されます。

	1割負担	2割負担	3割負担
1日あたり	244円	487円	730円

・ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅱ

認知症と医師が判断し、リハビリによって生活機能の改善が見込まれると判断された者に対し、入所日から起算し3ヶ月以内の期間で集中的にリハビリを行った場合、1週間3回を限度として加算されます。

	1割負担	2割負担	3割負担
1日あたり	122円	244円	365円

⑧ リハビリテーションマネジメント計画書情報加算

・ リハビリテーションマネジメント計画書情報加算Ⅰ

入所者ごとのリハビリテーション実施計画書の内容等の情報を厚労省に提出し、必要に応じて計画を見直すなどリハビリの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用し、また、口腔衛生管理加算Ⅱ及び栄養マネジメント強化加算を算定し、リハ実施計画等の内容についてリハ、口腔、栄養の情報を関係職種で共有し、必要に応じてLIFEに提出した情報を活用している場合に、加算されます。

	1割負担	2割負担	3割負担
1月あたり	54円	108円	161円

・ リハビリテーションマネジメント計画書情報加算Ⅱ

入所者ごとのリハビリテーション実施計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出し、必要に応じて内容を見直す等、リハビリテーションの実施に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合に、加算されます。

	1割負担	2割負担	3割負担
1月あたり	34円	67円	101円

⑨ 認知症ケア加算

日常生活に支障をきたすおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の方に対し認知症専門棟でのサービスを提供した場合に、加算されます。

	1割負担	2割負担	3割負担
1日あたり	77円	154円	231円

⑩ 認知症専門ケア加算

・ 認知症専門ケア加算Ⅰ

日常生活自立度Ⅲ以上の利用者が50%以上で、認知症介護実践リーダー研修修了者を日常生活自立度Ⅲ以上の利用者が20人未満の場合は1人以上、20人以上の場合は19を超えて10又は端数を増すごとに1人以上配置し、専門的な認知症ケアを実施した上で、職員間で認知症ケアに関する留意事項の伝達または技術的指導の会議を定期的開催している場合に算定されます。

	1割負担	2割負担	3割負担
1日あたり	3円	6円	9円

・ 認知症専門ケア加算Ⅱ

上記(Ⅰ)の要件を満たし、かつ、認知症介護指導者養成研修修了者を1人以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施し、また、介護・看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、実施または実施を予定した場合に算定されます。

	1割負担	2割負担	3割負担
1日あたり	4円	8円	12円

⑪ 若年性認知症入所者受入加算

若年性認知症と診断されている場合に加算されます。

	1割負担	2割負担	3割負担
1日あたり	122円	244円	365円

⑫ 療養食加算

医師の発行する食事箋に基づき療養食が提供された場合、1日3回を限度として加算されます。療養食とは糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、脾臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食が該当します。

	1割負担	2割負担	3割負担
1回あたり	6円	12円	18円

⑬ 再入所時栄養連携加算

厚生労働省が定める特別食等を必要とする方が病院または診療所に退所し再度入所した場合、施設の管理栄養士が病院または診療所の管理栄養士と連携し栄養ケア計画を策定した場合に、加算されます。

	1割負担	2割負担	3割負担
1回あたり	203円	406円	609円

⑭ 栄養マネジメント強化加算

管理栄養士を常勤換算方式で入所者の数を70で除して得た数以上配置し、低栄養状態のリスクが高い入所者に対し医師・管理栄養士・看護師等が共同して作成した栄養ケア計画に従い食事の観察を週3回以上行い、入所者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた食事の調整等を実施し、入所者が退所する場合においては管理栄養士が退所後の食事に関する相談支援を行い、また、入所者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、継続的な栄養管理の実施に当たって当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合に、加算されます。

	1割負担	2割負担	3割負担
1日あたり	12円	23円	34円

⑮ 経口移行加算

経管により食事を摂取しているご利用者について、経口摂取を進めるために、医師の指示に基づく栄養管理を行った場合、加算されます。

	1割負担	2割負担	3割負担
1日あたり	29円	57円	85円

⑯ 経口維持加算

・ 経口維持加算Ⅰ

摂食機能障害があり、誤嚥が認められるご利用者について、摂食嚥下機能に配慮した経口維持計画が作成され、経口による食事の摂取を進めるために特別な管理を行った場合、加算されます。

	1割負担	2割負担	3割負担
1月あたり	406円	812円	1217円

・ 経口維持加算Ⅱ

経口維持加算Ⅰにおいて行う食事の観察及び会議に医師や言語聴覚士が加わった場合に、加算されます。

	1割負担	2割負担	3割負担
1月あたり	102円	203円	305円

⑰ 口腔衛生管理加算

・ 口腔衛生管理加算 I

当施設において、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行った場合に、加算されます。

	1割負担	2割負担	3割負担
1月あたり	92円	183円	274円

・ 口腔衛生管理加算 II

上記 I の要件を満たし、かつ、厚生労働省に情報を提出し、口腔衛生等の管理の実施に当たって必要な情報を活用した場合に算定されます。

	1割負担	2割負担	3割負担
1月あたり	112円	223円	335円

⑱ 外泊時費用

外泊された場合には、外泊初日と最終日以外は上記施設利用料に代えて、外泊時費用を頂きます。1月に6日以内を限度とされます。

	1割負担	2割負担	3割負担
1日あたり	367円	734円	1101円

⑲ 試行的退所

外泊中に当該老健の在宅サービスを利用した場合、初日と最終日を除き、1月に6日を限度として、加算されます。

	1割負担	2割負担	3割負担
1日あたり	812円	1623円	2434円

⑳ 褥瘡マネジメント加算

・ 褥瘡マネジメント加算 I

入所者等ごとに褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、施設入所時等に評価するとともに、少なくとも3月に1回評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たって当該情報等を活用している場合に加算されます。

上記評価の結果、褥瘡のリスクがある入所者に対しては、各職種が共同して褥瘡ケア計画を作成し褥瘡管理を実施するとともに、その管理の内容や入所者等の状態について定期的に記録します。また、少なくとも3月に1回、入所者等ごとに褥瘡ケア計画を見直します。

	1割負担	2割負担	3割負担
1月あたり	3円	6円	9円

・ 褥瘡マネジメント加算 II

上記 I の要件を満たし、施設入所時等の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者等について褥瘡の発生がない場合に算定されます。

	1割負担	2割負担	3割負担
1月あたり	14円	27円	40円

㉑ 排せつ支援加算

・ 排せつ支援加算 I

排せつに介護を要する入所者ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は医師と連携した看護師が施設入所時等に評価するとともに、少なくとも3月に1回評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、排せつ支援に当たって当該情報等を活用している場合に加算されます。

上記評価の結果、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる入所者について、医師、看護師、介護支援専門員等が共同して支援計画を作成し、当該支援計画に基づく支援を継続して実施し、少なくとも3月に1回、入所者ごとに支援計画を見直します。

	1割負担	2割負担	3割負担
1月あたり	11円	21円	31円

・ 排せつ支援加算Ⅱ

排せつ支援加算Ⅰの算定要件を満たしている施設において、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、施設入所時等と比較して排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともにいずれにも悪化がない、又はおむつ使用ありから使用なしに改善している、又は施設入所時・利用開始時に尿道カテーテルが留置されていた者について尿道カテーテルが抜去された場合に加算されます。

	1割負担	2割負担	3割負担
1月あたり	16円	31円	46円

・ 排せつ支援加算Ⅲ

排せつ支援加算(Ⅰ)の算定要件を満たしている施設等において、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、施設入所時等と比較して排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない、又は施設入所時・利用開始時に尿道カテーテルが留置されていた者について尿道カテーテルが抜去され、かつ、おむつ使用ありから使用なしに改善している場合に加算されます。

	1割負担	2割負担	3割負担
1月あたり	21円	41円	61円

⑳ 緊急時治療加算

緊急時に所定の対応を行った場合、加算されます。1月に1回3日までが限度とされています。

	1割負担	2割負担	3割負担
1日あたり	526円	1051円	1576円

㉑ 所定疾患施設療養費

・ 所定疾患施設療養費Ⅰ

当施設内において、肺炎、尿路感染症、带状疱疹(抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする)、蜂窩織炎、慢性心不全の増悪のいずれかに該当する入所者について、診断、投薬、検査、注射、処置等を行い、その内容を診療録に記載し、また、その情報を翌年に情報公表する場合に、1月に1回、連続する7日を限度として加算されます。

	1割負担	2割負担	3割負担
1日あたり	243円	485円	727円

・ 所定疾患施設療養費Ⅱ

所定疾患施設療養費Ⅰの要件に加え、医師が感染症対策に対する研修を受講している場合に、1月に1回、連続する10日を限度として加算されます。

	1割負担	2割負担	3割負担
1日あたり	487円	974円	1461円

㉒ 認知症行動・心理症状緊急対応加算

医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に入所することが適当であると判断した者に対し、施設サービスを提供した場合に、入所した日から起算して7日を限度として加算されます。

	1割負担	2割負担	3割負担
1日あたり	203円	406円	609円

㉓ ターミナルケア加算

医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない判断した入所者について、本人及び家族とともに、医師、看護師、介護職員等が共同して、ターミナルケアに係る計画を作成し、本人又はその家族に対し説明を行い、同意をされた場合に下記の通り加算されます。

		1割負担	2割負担	3割負担
・ 死亡日以前31～45日	1日あたり	73円	146円	219円
・ 死亡日以前4～30日	1日あたり	163円	325円	487円
・ 死亡日以前2～3日	1日あたり	923円	1846円	2769円
・ 死亡日当日	1日あたり	1927円	3854円	5780円

②⑥ 入所前後訪問指導加算

・ 入所前後訪問指導加算 I

入所予定日前30日～入所後7日以内に退所先の自宅へ訪問し退所目的のサービス計画及び診療方針の決定を行った場合に、加算されます。

	1割負担	2割負担	3割負担
1回あたり	457円	913円	1369円

・ 入所前後訪問指導加算 II

入所前後訪問指導加算 I の要件に加え、具体的な生活機能改善目標、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合に、加算されます。

	1割負担	2割負担	3割負担
1回あたり	487円	974円	1461円

②⑦ 退所時における療養上の指導、指示、診療情報提供等の費用

		1割負担	2割負担	3割負担
・ 試行的退所時指導加算	1回あたり	406円	812円	1217円
・ 退所時情報提供加算 I	1回あたり	507円	1014円	1521円
退所時情報提供加算 II	1回あたり	254円	507円	761円
・ 入退所前連携加算 I	1回あたり	609円	1217円	1826円
入退所前連携加算 II	1回あたり	406円	812円	1217円
・ 訪問看護指示加算	1回あたり	305円	609円	913円
・ 退所時栄養情報連携加算	1回あたり	71円	142円	213円

②⑧ かかりつけ医連携薬剤調整加算

・ かかりつけ医連携薬剤調整加算 I イ

入院前の主治医と連携して薬剤を評価・調整し、以下の要件を満たす場合に加算されます。

- ・ 医師又は薬剤師が高齢者の薬物療法に関する研修を受講する。
- ・ 入所後1月以内に処方内容を変更する可能性があることを主治医に説明し同意を得ていること。
- ・ 入所前に6種類以上の内服薬が処方されている方を対象とし、施設の医師と主治医が共同し入所中に必要な処方を総合的に評価、調整し、かつ療養に必要な指導を行う。
- ・ 処方変更があった場合医師、薬剤師、看護師等で情報共有を行い、変更後の入所者の状態等多職種で確認すること。
- ・ 入所時と退所時の処方に変更がある場合その情報を退所時又は退所後1月以内に当該入所の主治医に情報提供しその内容を診療録に記載していること。

	1割負担	2割負担	3割負担
1回あたり	142円	284円	426円

・ かかりつけ医連携薬剤調整加算 I ロ

施設において薬剤を評価・調整し、以下の要件を満たす場合に加算されます。

- ・ 医師又は薬剤師が高齢者の薬物療法に関する研修を受講する。
- ・ 処方変更があった場合医師、薬剤師、看護師等で情報共有を行い、変更後の入所者の状態等多職種で確認すること。
- ・ 入所時と退所時の処方に変更がある場合その情報を退所時又は退所後1月以内に当該入所の主治医に情報提供しその内容を診療録に記載していること。
- ・ 入所前に6種類以上の内服薬が処方されていた方を対象とし、施設において、入所中に服用薬剤の総合的な評価及び調整を行い、かつ、療養上必要な指導を行うこと。

	1割負担	2割負担	3割負担
1回あたり	71円	142円	213円

・ かかりつけ医連携薬剤調整加算 II

かかりつけ医連携加算 I を算定し、入所者の服薬情報を厚労省に提出、活用している場合に加算されます。

	1割負担	2割負担	3割負担
1回あたり	244円	487円	730円

・ かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅲ

かかりつけ医連携加算Ⅱを算定し、6種類以上の内服薬が処方されており老健医師とかかりつけ医が共同し、入所時より服薬の種類をを1種類以上減少させている場合に加算されます。

	1割負担	2割負担	3割負担
1回あたり	102円	203円	305円

⑳ 自立支援促進加算

医師が入所者ごとに、自立支援のために必要な医学的評価を入所時に行うとともに、定期的に医学的評価の見直しを行い、自立支援に係る支援計画等の策定等に参加し、医学的評価の結果、特に自立支援のために対応が必要であるとされた入所者ごとに、医師、看護師、介護職員、介護支援専門員、その他の職種の者が共同して自立支援に係る支援計画を策定し、支援計画に従ったケアを実施した上で、その情報を厚生労働省に提出し、当該情報その他自立支援促進の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合に、加算されます。

	1割負担	2割負担	3割負担
1月あたり	305円	609円	913円

㉑ 科学的介護推進体制加算

・ 科学的介護推進体制加算Ⅰ

入所者ごとの心身の状況等の基本的な情報を少なくとも3月に1回厚生労働省に提出し、サービスの提供に当たって、当該情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している場合に加算されます。

	1割負担	2割負担	3割負担
1月あたり	41円	82円	122円

・ 科学的介護推進体制加算Ⅱ

入所者ごとの心身・疾病の状況等の基本的な情報を少なくとも3月に1回厚生労働省に提出し、サービスの提供に当たって、当該情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している場合に加算されます。

	1割負担	2割負担	3割負担
1月あたり	61円	122円	183円

㉒ 安全対策体制加算

安全対策に係る外部研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合に、入所時に1回に限り加算されます。

	1割負担	2割負担	3割負担
1回あたり	21円	41円	61円

㉓ 協力医療機関連携加算

・ 協力医療機関連携加算1

協力医療機関との間で入所者等の同意を得て、病歴等の情報を共有する会議を定期的開催している場合に加算されます。

・入所者の病状が急変した場合、医師又は看護師が相談対応を行う体制を常時確保していること。

・高齢者施設等からの診療の求めが合った場合、診療を行う体制を常時確保していること。

・入所者の病状が急変した場合等、入院を要すると認められた場合入院を原則として受け入れる体制をとっていること。

	1割負担	2割負担	3割負担
1月あたり	51円	102円	153円

・ 協力医療機関連携加算2

協力医療機関との間で入所者等の同意を得て、病歴等の情報を共有する会議を定期的開催しているが、協力医療機関連携加算1に定められている3つの要件以外の場合、加算されます。

	1割負担	2割負担	3割負担
1月あたり	5円	10円	15円

③③ 認知症チームケア推進加算

・ 認知症チームケア推進加算 I

以下の要件を満たす場合に、加算されます。

- ・入所者総数のうち、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者の占める割合が1/2以上。
- ・認知症行動・心理症状の予防及び出現時の早期対応に資する認知症介護の指導に係る専門的な研修を終了している者又は認知症介護に係る専門的な研修及び認知症の行動・心理症状の予防に資するケアプログラムを含んだ研修を修了した者を1名以上配置し、かつ複数の介護職員からなるチームを組んでいること。
- ・個別評価を定期的に行い、その評価に基づく値を測定しチームケアを実施していること。
- ・認知症ケアについてカンファレンスの開催、計画作成、定期的な評価、ケアの振り返り、計画の見直し等を行っていること。

	1割負担	2割負担	3割負担
1月あたり	153円	305円	457円

・ 認知症チームケア推進加算 II

以下の要件を満たす場合に、加算されます。

- ・入所者総数のうち、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者の占める割合が1/2以上。
- ・認知症行動・心理症状の予防及び出現時の早期対応に資する認知症介護の指導に係る専門的な研修を終了している者を1名以上配置し、かつ複数の介護職員からなるチームを組んでいること。
- ・個別評価を定期的に行い、その評価に基づく値を測定しチームケアを実施していること。
- ・認知症ケアについてカンファレンスの開催、計画作成、定期的な評価、ケアの振り返り、計画の見直し等を行っていること。

	1割負担	2割負担	3割負担
1月あたり	122円	244円	365円

③④ 高齢者施設等感染対策向上加算

・ 高齢者施設等感染対策向上加算 I

以下の要件を満たす場合に、加算されます。

- ・感染症法第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保している。
- ・協力医療機関との間で新興感染症以外の一般的な感染症の発生時等の対応を取り決め、感染症の発生時等に連携し適切に対応している。
- ・診療報酬における感染対策向上加算または外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関または地域の医師会が定期的に行う院内感染対策に関する研修又は訓練に年1回以上参加している。

	1割負担	2割負担	3割負担
1月あたり	11円	21円	31円

・ 高齢者施設等感染対策向上加算 II

診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けている場合に加算されます。

	1割負担	2割負担	3割負担
1月あたり	5円	10円	15円

⑳ 新興感染症等施設療養費

厚生労働省が定める感染症に感染した場合に対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ当該感染症に感染した入所者等に適切な感染対策を行った上で介護サービスを行った場合、1月に1回、連続する5日を限度として加算されます。

	1割負担	2割負担	3割負担
1日あたり	244円	487円	730円

㉑ 生産性向上推進体制加算

・ 生産性向上推進体制加算Ⅰ

以下の要件を満たす場合に、加算されます。

- ・(Ⅱ)の要件を満たし、(Ⅱ)のデータにより業務改善の取組による成果が確認されていること。
- ・見守り機器等のテクノロジーを複数導入していること。
- ・職員間の適切な役割分担(介護助手の活用等)の取り組み等を行っていること。
- ・1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータのオンラインでの提出を行うこと。

	1割負担	2割負担	3割負担
1月あたり	102円	203円	305円

・ 生産性向上推進体制加算Ⅱ

以下の要件を満たす場合に、加算されます。

- ・利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること。
- ・見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。
- ・1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータのオンラインでの提出を行うこと。

	1割負担	2割負担	3割負担
1月あたり	11円	21円	31円

㉒ 在宅復帰・在宅療養支援機能加算

・ 在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅰ

在宅復帰・在宅療養支援等指標(在宅復帰率・ベッド回転率・入所前後訪問指導割合・退所前後訪問指導割合・居宅サービスの実施数・リハ専門職の配置割合・支援相談員の配置割合・要介護4又は5の割合・喀痰吸引の実施割合・経管栄養の実施割合)の10項目について、厚生労働大臣により各項目に応じた値が決められており、その合計値が40以上で、かつ、退所時指導等、リハビリテーションマネジメント、地域貢献活動を行っている場合に、加算されます。

	1割負担	2割負担	3割負担
1日あたり	52円	104円	156円

・ 在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅱ

在宅復帰・在宅療養支援等指標(在宅復帰率・ベッド回転率・入所前後訪問指導割合・退所前後訪問指導割合・居宅サービスの実施数・リハ専門職の配置割合・支援相談員の配置割合・要介護4又は5の割合・喀痰吸引の実施割合・経管栄養の実施割合)の10項目について、厚生労働大臣により各項目に応じた値が決められており、その合計値が70以上で、かつ、退所時指導等、リハビリテーションマネジメント、地域貢献活動、充実したリハビリテーションを行っている場合に、加算されます。

	1割負担	2割負担	3割負担
1日あたり	52円	104円	156円

㉓ 身体拘束廃止未実施減算

身体拘束廃止のための取り組みを怠ったり、身体拘束等を行う際の記録(その態様および時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむをえない理由の記録)を行っていない場合に、1日あたりの介護報酬より100分の10減算されます。

③⑨ 安全管理体制未実施減算

事故の発生や再発の防止をするための措置を講じていない場合に減算されます。

	1割負担	2割負担	3割負担
1日あたり	-5円	-10円	-15円

④⑩ 栄養管理基準施減算

管理栄養士を配置していなかったり、個々に配慮した栄養ケア計画を継続的に作成、実施、評価していない場合に減算されます。

	1割負担	2割負担	3割負担
1日あたり	-15円	-29円	-43円

④⑪ 業務継続計画未実施減算

以下の基準に適合していない場合、所定単位数の100分の3減算されます。

・感染症や非常災害時の発生時に利用者に対するサービス提供を継続するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定すること。

・業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。

※R7.3.31までの間感染症の予防及び蔓延防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には減算を適用しない。

④⑫ 高齢者虐待防止措置未実施減算

虐待の発生・再発防止のため以下の措置が講じられていない場合、所定単位数の100分の1減算されます。

・虐待防止の対策を検討する委員会(テレビ電話等の活用可能)を定期的で開催するとともにその結果について従業員に周知徹底を図ること。

・虐待防止のための指針を整備すること。

・従業員に対し虐待防止の研修を定期的実施すること。

・上記措置の担当者をおくこと。

④⑬ 介護職員等処遇改善加算

介護職員等のキャリアパス制度の充実を図り、月額賃金を改善し、職場環境等の改善に取り組んでいる施設が、入所者に対し、施設サービスを行った場合、上記のうち当該入所者に適応する加算の合計の1000分の75が加算されます。

(2) その他の料金

① 理美容代

・ カット	1980円
・ 顔剃り	1430円
・ カット・顔剃り	2310円
・ カット・顔剃り・カラー(白髪染め)	4950円
・ ベッドサイド	+330円

② 特別な室料 1人部屋(一般棟のみ)

1日あたり 1100円

③ テレビ使用料

1日あたり 110円

④ 冷蔵庫使用料

1日あたり 110円

※ その他の電化製品については別途ご相談下さい。

⑤ 文書代

- ・ 健康診断書作成料(施設で作成できるものに限る) 2200円
- ・ 傷病手当金証明書 2200円
- ・ 障害年金診断書 5500円
- ・ 領収書再発行 550円
- ・ その他各種証明書 1100円 ~

⑥ 退所後・外泊時おむつ代

退所後や外泊時に使用するおむつとして、ご希望される方には有料でお分けしております。

- ・ うす型パンツS 42円
- ・ うす型パンツM~L 42円
- ・ うす型パンツL~LL 46円
- ・ テープ止めタイプS 48円
- ・ テープ止めタイプM 52円
- ・ テープ止めタイプL 62円
- ・ 安心パットスーパー吸収 12円
- ・ 昼安心通気パット多いタイプ 19円
- ・ 夜安心パットふつうタイプ 27円
- ・ 夜安心パット多いタイプ 29円
- ・ 夜安心パット10回吸収 55円
- ・ 両面吸収すきまにピッタリシート 13円
- ・ 紙パンツにつける尿取りパット 15円
- ・ 吸水ナプキン 11円
- ・ キュアケアシートL 31円

(3) 支払い方法

- ・ お支払い方法は、原則金融機関振替(口座引落)となっておりますが、現金・銀行振込でも受け付けております。
- ・ 毎月10日頃に前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

3. 介護保健施設サービスについて

(1) 概要

当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば家庭に帰っていただける状態になるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、契約者の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

・ 医療

介護老人保健施設は、入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

・ 機能訓練

原則として機能訓練室にて行いますが、施設内でのすべての活動が機能訓練のためのリハビリテーション効果を期待したものです。

・ 生活サービス

当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

(2) サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 食事(食事は原則として食堂でおとりいただきます。)
朝食 7時30分 ~ 8時30分
昼食 12時00分 ~ 13時00分
夕食 18時00分 ~ 19時00分

③ 入浴

一般浴槽のほか、入浴に介助を要する利用者には、特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。

- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護(退所時の支援も行います)
- ⑥ 機能訓練(リハビリテーション、レクリエーション)
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑨ 理美容サービス(原則月4回実施します)
- ⑩ 行政手続代行
- ⑪ その他

※ (2)サービス内容の中には、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

4. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・ 協力医療機関

名称 札幌徳洲会病院
住所 札幌市厚別区大谷地東1丁目1-1 011-890-1110

・ 協力歯科医療機関

名称 あさひ歯科クリニック
住所 札幌市白石区南郷通3丁目南8番25号 N-3壱番館1階 011-868-4182

5. 施設利用に当たっての留意事項

・ 介護保険証等の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険被保険者証及び介護保険負担割合証を確認させていただきます。

・ 緊急時の連絡先

緊急の場合には「申込書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

・ 金品、貴重品の紛失・盗難についての責任は一切負いかねますので、持ち込まないようにしてください。

・ 飲食物については、食中毒や事故等の原因となりますので、面会の際その場で召し上がれる量でお願い致します。余った物については必ずお持ち帰りいただくようお願いいたします。お預かりはしておりません。

6. 非常災害対策

- ・ 防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓
- ・ 防災訓練 年2回

7. 禁止事項

- ・ 飲酒、指定場所以外での喫煙
- ・ 危険物(火気・刃物等)の持ち込み
- ・ ペットの飼育
- ・ 営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動

8. 要望及び苦情等の相談

当施設には、支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談下さい。
要望や苦情などは、支援相談担当者にお寄せいただければ速やかに対応いたします。
また、1階に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき管理者に直接お申し出いただくこともできます。

受付窓口は下記となります。

(1) コスモス受付窓口

担当者	支援相談員	西村 隆宏・矢野 鋭一・高橋 和希・柳 香織
	看護介護の長	岡部 睦美
	事務長	船木 雅実
電話番号	011-895-1110	
受付時間	月曜日～土曜日 8時30分～17時00分	

(2) 公的機関の受付窓口

北海道国民健康保険 団体連合会(国保連)	住所	札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館
	電話番号	011-231-5175

9. その他

当施設についての概要は、パンフレットを用意してありますのでご請求ください。

附則

この重要事項説明書は、平成24年4月1日より適用する。

改定 平成25年4月1日
改定 平成26年4月1日
改定 平成26年5月1日
改定 平成27年4月1日
改定 平成27年8月1日
改定 平成28年3月25日
改定 平成29年4月1日
改定 平成30年4月1日
改定 平成30年8月1日
改定 平成30年8月1日(2)
改定 平成30年9月1日
改定 令和元年5月1日
改定 令和元年10月1日
改定 令和2年1月1日
改定 令和2年6月28日
改定 令和3年4月1日
改定 令和3年8月1日
改定 令和3年9月1日
改定 令和4年7月1日
改定 令和4年10月1日
改定 令和5年3月1日
改定 令和6年4月1日
改定 令和6年6月1日
改定 令和6年8月1日
改定 令和7年4月1日